

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十二第

行發日一月十年五十正大

論叢

「中庸」に見はれたる經濟思想 教授 法學博士 田島 錦治

經濟議會としての獨逸經濟委員會 教授 法學士 森口 繁治

不在者課稅論 教授 法學博士 神戸 正雄

流通過程に於ける酒稅の轉嫁 助教授 法學士 汐見 三郎

輸出信用保險について 教授 經濟學博士 小島昌太郎

現今に於ける爲替相場の變動 橫濱正金銀行 法學士 水津 彌吉

我國財政の變遷 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

琉球の慶長役以前 教授 法學博士 山本美越乃

資本利子稅の客體に就て 和歌山高等商業學校 教授 經濟學士 小山田 小七

徵兵制度反對宣言に就て 助教授 法學士 作田 莊一

實際賃銀と其測定 講師 經濟學士 蜷川 虎三

法 令

續大勞役扶助規則中改正・造幣局合金製造規則・畜產物販賣轉讓及受託販賣獎勵規則・水產增殖獎

勵規則

勵規則

勵規則

(禁轉載)

輸出信用保險について

小島昌太郎

一 概 説

輸出信用保險といふは、輸出商が輸出品の代金取立のために振出せる手形につき、輸出商若しくはその手形を割引せる銀行が、輸入商の支拂拒絶又はその支拂の受領不能によりて被る損害を填補する所の保險である。故に、この保險は、輸出商に對しては輸出金融上に受くる便益を増大し、輸出事業に於て行はるゝ金融信用を擴大し、輸出信用上の危險を限定し、惹いて、之と取引をなす輸入商も亦輸入品の元價が有利となり、その結果としてこの保險制度を有する國の輸出を促進助長することゝなるの作用あるものである。

この保險は、今日、英獨兩國に於て既に政府事業として行はれ、北米合衆國に於ては、縦ひ尙

はその事業は徹々たるものであるけれども、相互組織にて之を營んで着々成功を収めつゝあるものもあつて、それ〴〵その輸出事業に貢献しつゝあるものである。然るに、我國に於ては、未だ、この保險が行はれて居ないの言ふまでもなき所であるのみならず、かゝる保險を行ふの必要あるか、または之を行ふの可能あるか、といふことに就いての研究すら之あるを知らない状態である。

併し乍ら、私の見る所によれば、我が輸出の競争國たるこれら諸國に於て、既にこの保險を行つて居る以上は、我國に於て全く之を缺かば、我が輸出商は、これら諸國の輸出商に對立して、貿易の相手方たる輸入商に金融信用を與ふる上に於て、一種の *handicap* を附せられた結果となり、それは我が輸出の發展上重大なる結果を惹起す虞があると思はれる。そしてこのことは、單に商工業に關するだけの問題ではない。失業勞働の問題としても、重大視すべきものである。故に、最近、米獨の輸出信用保險の國營に關する報道を得たる機會を以て、この問題を再び研究しやうと思ふのである。

この輸出信用保險といふものは、戦前に於ても、之を一つの企業として行ふことを計畫したものがあつた、また "Lloyds" に於ても、ときたまこの保險が行はれたこともあるのであるが、併し、實際上の重要を加へたのは、大戰以後、國際金融が梗塞し、特に弱小國に於ける輸入商の金

融信用が不安となりたるに由るのである。そしてそれが現實の重要なる事實となつて、苟も國際貿易に利害の關係をもつものにどつては、之に對する注目を怠り得なくなつたのは、今年の夏、英獨兩國に於て、政府事業として大規模に之を行ふに至つてからのことである。

私は本誌前號に於て、獨逸政府の輸出信用保險制度に關する經濟省の案を紹介して置いた。併し、その後の報道によると、『この案は既に實行せらるゝ處となり、且つ多方面から、特に輸出工業家からは、非常に歡迎せられた。輸出信用保險所は夥しい申込を以て多忙を極めて居る。そして、疑ひもなく、その實施以來未だ幾許も經たないのに、之は多數の註文について輸出を可能ならしめた。これらの註文は、若しこの保險の制度がなかつたならば、獨逸の經濟から失はれたであらう所のものである』¹⁾とのことである。そして、獨逸に於ては、この、私が前號に紹介したもの、外に、更にハンブルクの商人によりて計畫せられた別の案があつて、それも今日にては實行せられて居るといふ報道があり、英吉利の計畫の全案も到着したから、我國に於けるこの問題を研究するにつき先づこれらの内容の大略を紹介せねばならぬ。

さて、前號及び本號に紹介する所の英獨兩國の國營又は半國營の輸出信用保險が行はるゝ以前にありては、この保險は如何なる状態にあつたか。

1) Neumann's Zeitschrift für Versicherungswesen, Berlin, 7. Juli 1926; 49. Jahrgang; Nr. 27, S. 499.

北米合衆國に於ては、戰爭直後より民營としてのこの保險が Illinois Manufacturers Association によりて研究せられ、それに基いて、一九二二年二月に至り The American Manufacturers' Foreign Credit Insurance Exchange といふ名稱をもつ相互保險の組合が設立せられた。この組合は、當初、中小輸出商を組合員として、之に輸出信用保險を興うることを目的としたもので、設立當時は、組合員が凡そ一百名であつたが、翌年には四百名に増加し、一九二三年には六百名となり、組合員中には有力なる大輸出商も加入するといふ盛況を呈した。併し、合衆國に於ては、輸出信用保險を營むものは、この組合が殆ど唯一のもので、他にも同様の計畫を立てたものがあつたが成功しなかつたそうである。

英吉利に於ても、一九一七年に The British Trade Corporation なるものが、『戦後に於ける英吉利貿易商の必要とする手段を之に供する』といふ目的を以て設立せられ、そしてその目的を達するの一方法として輸出信用保險を行ふ別の一會社を The Trade Indemnity Company といふ名の下に設立して、十萬磅の資本金を以て之を行ふことゝなつた。併しその行ふ所は單に輸入商の支拂停止又は支拂不能の場合に於ける損害填補だけであり、豫期の如き事業の發展を見ず、輸出促進上の効果としては大したものゝ認められなかつた。

獨逸に於ても、輸出信用保險の實質に當るものは戦前より行はれ、“del credere”業務として

知られて居つた。これは、輸出商が振出す所の輸入商宛の爲替手形を、without recourse (振出人に對する償還請求權なき様式) にて爲替銀行が割引するのであつて、従つて輸入商の支拂拒絶の危険は、割引銀行に於て負擔することとなるのである。この業務は戰前獨逸に於ては、大に發達し、特に "del credere" haus なるものが多數存在したが、英米に於ては、危険の引受けは銀行本來の任務に反する所であるといふ理由を以て、多くの銀行は之を行はなかつた。

二 英吉利政府の輸出信用保證及び保險事業

英吉利政府が本年七月十二日より實施したる輸出信用保險制度は、The Export Credit Act によりて利用し得る所の二千六百萬磅の中の二千萬磅を基金とするもので、實施の日より三ヶ年の期限を以て行ひ、その間に得る所の經驗によつて期限後民間會社が之を經營するの基礎を作らんとするものである。この制度に於ては、保險は、保證 (guarantee) 事務と並立的に行はるゝのであつて、『英本國に於て全部又は一部生産せられ又は製造せられたる貨物 (石炭を含む) の英本國よりの輸出に關聯して、海外の買手に宛て、振出されたる磅手形の満期日に於ける支拂を保證 (guarantee) する』の形式に於て行はるゝのである。

この制度によりて、若し輸出商が、保險としての便益を受けんとする場合には、獨逸の "del

credere "haus のやつて居つた様に、その手形は *without recourse* の形式にて振出されることゝし、その額面に對し政府の *Export Credits Guarantee Department* が最高七五%までの *guarantee* (以下、便宜上「保證」の譯語を以て之に充つ) を與へるのである。故にこの場合に於ては、手形名宛人たる輸入商が支拂を拒絶したときには、この手形を割引したる銀行は、政府保證の金額までは政府より辨濟を受けて、この範圍内に於ては、振出人たる輸出商に辨濟の請求をなすことなく、又殘額たる政府保證外の金額、即ち最低にて額面の二五%は手形債權以外の方法にて輸出商より辨濟を受くることゝなる。従つて割引は、恐らく實際に於ては、政府保證のある所の金額(最高で額面の七五%)に留まることゝなるであらう。この保證の限度を七五%に止めた點は前號に紹介したる獨逸の輸出信用保險制度に於て、金額の三分の一を輸出商の自己保險となしたると同一の趣旨に基くのである。

また、若し輸出商が單に金融上の便益のみを受くることを希望するならば、手形は *with full recourse* (額面の全額に對して振出人が償還請求の義務を負擔する様式) にて振出されることゝし、政府は全額に對して保證を與へるのである。この場合に於ては、輸出商は振出人として、結局、全額償還の義務を負擔して居るのであるから、この政府の保證は何等保險たるの作用をもつて居ない。併し、輸出商は、政府が手形額面の全額に對して保證して呉れるのであるから、また

何等の擔保を供することなく、甚だ樂に、この全額に對して割引を受くることが出來るといふ金融上の便宜がある。

更に輸出商は、その希望する所に従ひ、上述二つの方法を交合せた取扱ひを受くことも出来る。即ち、手形は *without recourse* 若しくは輸出商と當局との相談によりて定めたる程度の償還義務付きにて振出され、政府は額面の全部又は一部、輸出商の希望に應じて、保證を附するのである。併し、此の場合に於ては、當局の承諾する擔保を提供するのでなければ、輸出商は手形の支拂拒絶危険の七五%以上を免るゝことが出來ない定めである。

政府は以上三種の方法によりて、輸出商に對し金融及び保險の便益を與へんとするのであつて、これらの取扱ひは、長期信用にでも短期信用にでも、之を受くることが出來、且つこの政府保證は、手形面に裏書の形式を以ても與へられ、又保證狀の形式でも與へられる。

この保證は、*Specific Guarantee* として、各個の取引につき特殊的に與へられ、また *General Guarantee* として包括的にも與へられる。即ち特定の一國若しくは特定の數ヶ國に於ける多數の輸入商と取結ぶ多數の取引に對し、一定の金額まで包括的なる信用を保證することもある。この場合に於ては、政府は之が受諾のために輸入商の商號氏名の提出を要求することもあり、要求せざることもある。政府が之を要求せざる場合には、その特定の相手國に於ける取引について輸出

商の従來の經驗を聴取し、相手方の信用状態につき満足なる回答を要求することになつて居る。

以上述べたる政府保證は、輸出商に與へらるゝのみならず、個々の取引の損失については、又之を銀行、金融業者、信用組合、若しくは信用保險を營む會社に對しても與へるのである。

輸入商が満期日に支拂を拒絶したるときは、保證による政府支拂の義務は直ちに發生するのであるが、併し之がためにはその手形を政府の處理の下に置かねばならぬ。

以上は、英吉利政府の輸出信用保險制度の本體であるが、その實行手續及び條件の詳細は、General conditions 並びに Further conditions として、その計畫書に載せられて居る。併し、今それらをこゝに譯載するの餘裕はないから、之を必要とする向は The Board of Trade Journal の七月十五日號又は The Times Trade and Engineering Supplement の七月十七日號を見られんことを望む。

三 獨逸に於ける輸出信用保險の漢堡案

私は、前號に獨逸經濟省の案を紹介し、こゝにまた英吉利の計畫を紹介したから、事の序を以て、獨逸に於ては更にハンブルク案なるものゝあることゝ、その概要とを述べて置かねばならぬ。このハンブルク案なるものは、主としてハンブルクの商人等によつて考案せられたもので、之又

1) Neumann's Zeitschrift, a. a. O. S. 499 ff.

今日にては既に實行せられて居るといふ報道がある。

經濟省案に於ては、輸出事業に於ける代金取立不能の危険轉嫁が、この保險の主たる目的となつて居るのであるが、ハンブルク案に於ては、寧ろ輸出業者に對する金融を自由ならしめることが主眼となつて居る。この案は、最初は、前掲英吉利の保證制度と同様に、保證を基礎とする割引、即ち Goldiskonbank の Akzeptkredit を基礎とする割引によつて、輸出商に對する金融をなさんとすることを考へたのであつたが、實行案は之を變更して、保險會社の信用保險を基礎とする金融の擴張をなすことになつたのである。

この案に於ては、割引手形に於ける名宛人の支拂拒絕、即ち輸入商の支拂拒絕が保險せらるゝのではなくて、輸出商の支拂停止の危険が銀行に對して保險せらるゝのである。詳しく言へば銀行は輸出商が振出した手形が輸入商によりて支拂拒絕に遭ふたときは、常に振出人たる輸出商に對して償還の請求をなすのであるが、その場合に、若しも輸出商が現に支拂停止の状態にあるか、若しくは之によつて支拂停止をなすならば、その損失を保險會社が銀行に對して填補するといふ仕組になつて居るのである。故に輸入商の信用状態は、直接には銀行とは關係なく、それが輸出商の支拂停止を導く程度に至つて初めて手形割引銀行の利害に關係することゝなるのである。従つて、輸入商の信用状態は、保險會社と輸出商とが調査することゝなり、銀行は輸出商の

營業狀態を調査すればよいのである。

保險者は輸出商との契約に基き、銀行に保險證券を交付するのであつて、之によつて、この案によれば、一定期間に於ける銀行の損失の三分の二が保險せられ、三分の一は銀行自らの危険負擔に殘されて居る。保險料は、保險期間が四ヶ月である場合には、銀行の割引金額の凡そ三分の二——即ち保險金額の $1\frac{1}{3}\%$ である。そして保險期間がこれより長引くときは、各一ヶ月につき九分の $1\frac{1}{3}\%$ を課する。保險實行の機關は、經濟省案と同じ會社、即ち Hermes Kreditversicherungsbank 及び Frankfurter Allgemeine Versicherungsgesellschaft である。併し、これらの會社は、經濟省案の制度と異り普通の信用危險に對しては、獨力その填補の責に任ずるのであつて、たゞかの謂はゆる非常危險 (Katastrophenrisiko) に對してのみ國家と共同分擔の責任を負ふこととなる。そして國家はそれがため、五百萬馬克 (R. M.) を保險基金として支出する。

右はハンブルク案の概要である。その特色は前述の如く、割引銀行に對し輸出商の支拂停止の危険を保險する所にあつて、且つそれがため經濟省案に比べて保險料が安く、且つ手續の簡便なる所に利益がある。

四 我國にはこの保險を行ふの可能性があるか

英獨の兩國が、この輸出信用保險を行ふことゝなつたといふ報道があつて後、新聞紙の報ずる所によれば、我國に於ても政府の貿易關係の調査會に於て、この保險が議題に上つたといふことである。併し乍ら、その會議に於てこの問題が如何に取扱はれたるかの詳細の消息なく、又それ以外に於て、この保險につき公に論議せられたる所あるを知らない。併し、この保險が、最初、英獨に於て唱道せられたとき、彼國に行はれた議論より類推すれば、我國にても凡そ次の三つの反對論が想像せられる。

その一は、信用保險なるものは、この輸出信用に關するものは勿論、一般的の信用についても、未だ我國には行はれてゐないものであるから、それについての經驗もなく、また輸出信用の調査、即ち外國に在る輸入商の信用調査については、我國には、殆ど全くその機關を缺くが故に、危険査定の方法なく、従つて、この保險實行の基礎を缺き、かゝる計畫は全く不可能であるといふことであらう。その二は、今日の輸出貿易に於ては、信用狀の發行により、銀行が手形の支拂を保證して居る譯であるから、信用保險の如きは無用であるといふことであらう。その三は、輸出信用保險の保險料は、結局、輸出品代價に包含せしめられ、それだけ輸入商の不利益となるから、輸出促進の效果なく、寧ろ之と反對の結果を招くの虞れがあるといふことであらう。私は以下、これらの事柄について研究して見やう。

我國に於ては、一般の信用保險も行はれて居ない位であるから、この保險について何等の經驗をもつものはないことは、確に、輸出信用保險實行上に横たはる困難である。また 外國輸入商の信用調査をなす機關を缺くことも、同様にこの保險の實行を困難ならしむるものである。併し乍ら既に紹介したるが如く、獨逸に於ては、壹千萬馬克(R. M.)と五百萬馬克(R. M.)との政府基金を以て、英吉利に於ては、貳千萬磅の政府基金を以て、いづれも、この保險を行ふことゝなつた事實は、この保險の實行が、我國に於ては困難であるといふ理由によりて、之を輕視することを許さない事態を惹き起したものといはなければならぬ。何となれば、若しこの輸出信用保險なるものが、英獨政府當局の豫期するが如く、輸出を促進助長するの效果あるものとすれば、輸出貿易を發展せしむるの必要切なる我國に於ては、之に大に學ぶ所なければならぬと共に、更に之れよりも留意を要する事柄は、我が對外輸出に於ける競争國たるこの兩國が、かゝる制度の下にその輸出の擴張をなすことは、やがて、我が販路に對する侵入となり、我が輸出に對する壓迫となる關係があることを見逃すことが出来ないからである。既に我が對外貿易の競争國たる英獨兩國の輸出商が、この制度の下に於て我國の輸出商よりも有利の地位に立ち、我が販路に對して侵入するの可能を増したものとすれば、我國は袖手傍觀することを得ず、同様の對策を以て之に當る

の要あるは言ふを俟たざる所であらう。事業實施の困難の如き、この見地よりせば正に第二次的のものであつて、謂はゆる萬難を排して行ふの必要の下には問題とするに足らざるものである。

元來、この輸出信用保險といふものは、世界大戰後、一方に於ては英獨の如き工業製品の輸出國が、戰時經濟より平時經濟に復すると共に、その輸出の恢復又は發展の必要に迫られて居り、他方工業製品の輸入國たる弱小諸國は、その對外金融信用が梗塞して居るといふ事情の下に産れたものと見ることが出来るものである。固より、戰前に於ても、曩に述べたる如く“Lloyd's”の他に於てこの種の保險がなかつたのではない。併しそれは特殊の場合に於ける保險であつて、一般的に行はれて居たものではない。故に輸出信用の調査、即ちこの保險に於ける危険測定の基礎となるもの、如きは、固より未だ確實なるものが見出されて居る譯ではなく、既に之を政府事業として實施せる英獨兩國に於ても、實行の困難といふ點に於ては、我國に於けると異なる所なき事情の下にあるのである。このいづれの國に於ても、この保險が今日純然たる民營として行はれ得ず、莫大なる政府基金の下に、或は純然たる政府事業として、或は半政府事業として行はるゝに至つたことは、保險實施の基礎に關する困難を敢て排して行ひたるの一つの證左である。今回の英吉利に於ける輸出信用保險が、三ヶ年の限定期間を有する國營として行はれたのは、その間に得る所の政府の經驗を以て、將來に於ける民營成立の基礎たらしめ、今日民營の保險會社が之に

當るものなくとも、三ヶ年の後、之を經營する會社の出現を誘ふの目的をもつのであつて、之を以て見ても英吉利に於ても亦、この保險實施の容易ならざることば我國に於けると異なる所なきことが明かであらう。故に實施の困難といふことは、これを實施せざるの理由とはならない。

五 信用狀制度があるのに尙ほこの保險を

必要とするか

次に、今日の輸出貿易は、主として信用狀に基いて行はれ、輸出商は、注文の貨物を船積すると共に、船荷證券、海上保險證券、その他の輸出書類を添付して荷爲替手形を發行し、この手形は、豫て取引銀行に到着し居る信用狀に基きて割引せられるのであるから、輸出商の代金受領は、確實であつて、この信用狀によつて保證せられて居る。故にこの關係より見て、輸出信用保險なるものは、今更、之を必要としなないといふ論の起ることが考へられる。この論は、英獨に於ては、主として銀行家によりて稱へられたものである。

この論は甚だ表面的のものであつて、事實の眞髓に觸れざるものである。手形が銀行によつて割引せらるゝといふことは、手形金額不拂の危險が銀行に轉嫁せられたることを意味するのではない。手形の支拂人たる輸入商が、その支拂を拒絶したる場合には、割引をなしたる銀行は振出

人たる輸出商に對して償還の請求をなし得るからである。故にこの場合に於ては、縦ひその輸出取引が、謂はゆる“Documents against payment”即ち船荷證券その他の輸出書類が、手形の支拂と引替に交付さるべき條件に於て行はれ、輸入商の支拂拒絶あるも、輸出貨物は尙ほ取引銀行關係者の支配下にあることになつて居るにしても、輸出商は結局元の賣買代價と支拂拒絶のために到着地に於てなせる處分の代價との差額を損することゝなるであらう。若し又その輸取出引が、謂はゆる“Documents against acceptance”即ち船荷證券その他の書類が、手形の引受と引替に交付せらるゝの條件に於て行はれたるものであるならば、手形の支拂拒絶の場合には、既に輸出貨物は輸入商の支配下にあることゝなるから、輸出商は取引代價の全額を損することゝなる。

尤も、前に述べたる“del credere”の方法を利用し、輸出商が手形を振出すに當り、自己は償還義務を負はざる旨を、特に手形面に記載して割引を受くるとき、即ち謂はゆる“without recourse” billとして荷爲替手形を發行して、その割引を受くるときは、縦ひ輸入商が支拂の拒絶をなすも、輸出商は、手形上の義務は之を免るゝことゝなるのであるから、輸入商の支拂拒絶による損失を免れ得る譯であるが、併しそれがためには、輸入商に對して、その送附する所の信用狀を“without recourse”式として作成することを要求せねばならず、それは、之よりも寛大なる條件にて輸出註文に應ずる競争輸出者のある場合には、輸出商としての自己の立場を不利益となすも

のであり、又この “*dat. cedere*” のために支拂ふ手数料は、それが輸出代價の中に包含せしめらるゝときは、輸入商をして信用状の金融負擔以外に更にそれだけの負擔を増加せしむるの結果となり、これ又輸出競争上の地位を有利となすことゝはならない。殊に、かくの如き方法は、*without recourse bill* の振出を明かに認むる所の法制の下に於てのみ可能であつて、我國の如く、振出人が自己に對する償還請求の義務を負はざる所の手形の振出をなし得ることにつき、商法上明文を缺くがため、かゝる手形の效力に關して疑義ある國に於ては、之に對する積極的な判例の確立せざる限り、經濟業務としては、實行不能なる所である。

信用状制度の存する限り輸出信用保險は無用であるとの論は、偶々以て、この保險制度の效用を裏書することゝなるであらう。元來、信用状の制度は、輸出手形の割引を簡便ならしむるがために存するものであつて、輸出金融を目的とするものである。それが手形の支拂を保證する點に於て輸出信用危險を減少するの效果あり、更にそれが *without recourse bill* の割引を可能ならしむるに至つて、輸出信用危險の負擔を輸出商より金融業者に轉嫁するの作用をなすことゝなる。故に危險轉嫁の作用は、この場合に於ては、副次的なるものであつて本源的なるものではない。その關係は、昔、海上保險が發生するに至るまで、冒險貸借が海上危險轉嫁の役目を演じたと相似た

るものである。それはさて置き、既に信用状の制度に於ては、輸出信用危険の轉嫁といふことが、たゞ副次的にのみ作用するものとせば、この作用だけを享くるために、信用状制度の全作用を享くるに對して要する費用と煩勞とを負擔するは、不經濟なる事柄である。故に輸出信用危険の轉嫁を望むものに對して、直接に、第一次的にこの作用を與ふる所の、輸出信用保険を利用せしめ、之を以て信用状制度に代はらしむるならば、信用状制度が單に副次的に危険轉嫁の役目を盡すがために要したる煩勞と費用とを減少するの利益あるであらう。即ち、輸出信用保険の制度が存在する場合には、輸出商は、手形の支拂拒絶による損害は之によりて填補せられ得るが故に、輸入商をして必ずしも信用状を提出せしむるの要なく、従つて輸入商に信用状を得るがための煩勞と費用とを免除することとなり、それは結局に於て、輸入品の原價を減少するの結果となる。故に輸入商にとつては、同一の中込代價であつても、信用状を必要とする輸出商より買ふよりは、之を要せざる輸出商より買ふ方が有利であるから、自然その注文は、輸出信用保険の存在する國へ向ふこととなるであらう。これが、この制度に輸出促進助長の作用ある一つの理由である。

かくの如く、輸出信用保険の制度が行はるゝに至れば、信用状制度はその必要の程度を減少するものである。従つて、輸出信用保険制度は貿易金融業者よりその業務の一部分を奪ふ結果となるの可能性がある。この故を以て、銀行業者は往々この保険制度に反對を試みる。併し乍ら、この

信用保險制度が果してよく輸出促進の効果あるものとすれば、銀行業務喪失の理由を以て之に反對するは偏見の甚だしいものといはなければならぬ。銀行業者の立場よりすれば、輸出信用危険の轉嫁引受は、寧ろ之を保險事業に委ね、銀行はその業務に危険分子を絶つことに努むる方がその本來の特性を發揮する所以であらう。

更に、仔細にこの制度と銀行業務との關係を見るに、輸出信用保險制度が銀行業者より奪ふ所のものがあつたれば、それは前述の如く、信用狀業務である。荷爲替割引の業務は依然銀行の業務として残り、且つそれは、保險によりて保障せらるゝが故に、更に安全の度を加へることゝなる。而も、信用狀業務を奪はるゝものは、輸入國の銀行であつて、この保險制度の下にある所の輸出國の銀行ではない。この點について誤解があつてはならぬ。輸出國の銀行、即ちこの保險制度の下にある國の銀行は、この制度により割引手形の確實安全が保障せらるゝ利益あるだけである。若し彼等が失ふ所ありとすれば、それは、輸入國に支店を有する場合であつて、その支店に於ける母國宛の信用狀業務に止まる。故に銀行の立場より見るもこの制度に反對すべき理由として大なるものがある譯ではない。殊に、我國の如き立場にありては、英獨の如き我國に對する輸出國に於て、輸出信用保險が行はれる結果として、將來彼國の輸出商が我國の輸入商に對し信用狀を要求するの必要なくなりたるときは、——今日の處では、英吉利の制度では、我國向の手形

は、この保険制度の外にあることになつて居る——我銀行の信用狀業務は、彼國の信用保險によりて奪はるゝこととなり、而も彼國の銀行は割引手形がこの保險によりて保障せらるゝに拘はらず、我國の銀行は、自國に於てこの保險を缺くが爲め、割引手形に對し何等確實安全を増さるゝの不利を忍ばねばならぬこととなるであらう。この關係については、特に、我が貿易銀行の注意を煩はさねばならぬ。

六 保險料の轉嫁が輸出阻害の結果を招くか

如きことがあるか

輸出信用保險の保險料は、結局、輸入商に轉嫁せられ、それだけ輸入市場に於ける代價を高くらしむるが故に、輸出獎勵の目的を達せず、却つてその反對の結果を來すことゝならないであらうか、といふことについては、輸入商の採算的事實に就いて慎重に調査せねばならぬ問題である。

たゞこの疑問について、先づ明かにして置かねばならぬ事柄は、保險料が必然輸入商に轉嫁せらるゝものと見做す見解は誤りであるといふことである。保險料が果して輸入商に轉嫁せらるゝか、又は第一次負擔者たる輸出商が、結局に於ても、やはりその負擔者であるかは、買はんとす

るの欲求と賣らんとする欲求といづれが強きか、によりて定まる所であつて、必ずしも買手たる輸入商にそれが轉嫁せらるゝものとは限らない。かの輸出競争の激しきときに、輸出商が最も切りつめたる利益に於て注文の引受けをなすが如きは、貿易不況の時代には屢々これある所であるが、かゝる場合には、輸出信用保険料の如きその全部が商品の代價に包含せしめられ得ないことは察するに餘りある所である。

假に、一步を譲つて、輸出信用保険料の全部が、輸出品の代價の中に計算せられ、それが輸入商に轉嫁せらるゝものとしても、輸入商は、他方に於て、この保険あるがため、信用狀の提出を免除せられ、従つて信用狀を獲るための金融上の負擔から解放せられることゝなるを見逃してはならない。故に、この保険が信用狀制度に代ることにより、輸出促進の結果を擧ぐることゝなるか否かの問題は、輸入商が信用狀を獲るために必要とする所の金融上の負擔、即ち具體的に言へば、信用狀手数料、信用狀の擔保のために眠かす資本に關して失ふ所の金利等が、輸出信用保険の保険料——それが結局全部輸入商に轉嫁せらるゝものとの假定を許して——と比較して、いづれが多きかの採算的事實に懸ることゝなる。

信用狀のための金融上の負擔が、保険料より多きときは、縦ひ保険料の全額が輸入商に轉嫁せらるゝことも、輸出信用保険の下にある商品を買ふ方が、然らざるものを買ふより有利であるから、

この保険は、信用狀制度に代ることにより、輸出促進の効果を擧げ得ることとなる。若し然らずして、信用狀のための金融上の負擔が、保険料より少くして、而も保険の場合には轉嫁あるものとすれば、この保険は輸入商の利益となる所なく、寧ろ多少の負擔を増加することとなるから、金利關係よりして、輸出促進とは反對の結果を招くこととなるであらう。故に今日、輸入商が信用狀を獲るために要する所の金融上の負擔が幾何であるか、及び若し我國に於てこの輸出信用保險を行ふとすれば、その保険料を幾何とするか、といふことが、この保險事業の成否並びに、その輸出促進の效果の存否の分るゝ所である。

七 この保險が輸出促進の効果を擧ぐる場合

輸出信用保險の保険料が、信用狀を獲るための輸入商の金融上の負擔に比べて高きため、この保險制度が信用狀制度に代ること能はざる場合に於ては、輸出促進の效果も亦この方面に於ては之を認むることが出来ないの言ふまでもない。併し乍ら、これはこの保險制度が信用狀制度の代用となることによりて輸出促進に役立つといふ一面の效果に於て缺くる所があるといふに止まり、これが爲めに、この保險制度の全部の效果を否定するは早計である。

輸出信用保險制度は、弱小國又は未開地方に於ける輸入商が、その國又はその地方の金融状態

が安定ならざるがため、若しくは輸出國の銀行と確實なる聯絡を有する銀行を缺くがため、信用狀を獲る能はずして、輸出商に手形振出の基礎を提供し得ざる場合に、之に代つて輸出商をして手形の振出並びにその割引の基礎を與ふるものである。即ち、輸出商は、縦ひ信用狀はなくとも、その輸出手形に對し信用保險を受くることによりて、その輸出取引の決済に對し取引銀行を安心せしめ得べく、従つて容易に且つ有利に手形の割引を受くることが出来るのである。この作用は、輸出金融の梗塞を緩和し、輸出信用を擴張し、信用狀制度を固執すれば獲得發展し得ざる輸出貿易を開拓し得しむるの効果があるは疑なき所であらう。

また、世界大戰後に於ける弱小諸國の社會上並びに經濟上の状態は、いづれも、輸出代金の取立に何等かの不安を思はしむるものがないではない。現に希臘や支那の如きは、殆どその動亂の跡を絶たざるの有様である。故にかくの如き國との貿易に於ては、縦ひ、確實なる信用狀があり、又は "ad crederetur" の方法で手形割引が行はるゝにしても、一度び相手方たる輸入商が動亂の渦中に落ち込むならば、その代金の取立は少くとも當分は駄目である。輸出商が損をしなれば、割引銀行がその損失を背負ひ込むことゝなるであらう。かゝる懸念が、今日、輸出を阻害して居ることの相當大なるは言ふまでもなき所である。信用狀制度によりては、この懸念を一掃し、輸出商並びに割引銀行に安心を與ふることが出来ない。輸出商及び銀行をしてかゝる不安より放念せしめ、輸出に對する阻害懸念を除き得るものは、謂はゆる非常危險 (Catastrophe Risks)

に對する信用保險の外にはない。

この信用狀獲得難による輸出の阻害及び非常危険の懸念による輸出阻害の二つの場合にありては、既に信用狀を獲るための金融上の負擔と保險料率との比較の問題が存在しないのであるから、保險料率にして不當に高からざる限り、輸出信用保險が輸出促進の効果を有することは疑なき所である。

以上述べ來りたるが如く、既に英獨に於ては政府事業として輸出信用保險事業を經營し、また北米合衆國にありても、民營の會社が次第に發展的にこの事業を營みつゝあるの今日に於ては、我國の輸出商は、これらの國の輸出商に對立して、幾許かの handicap を附せられたるの結果となつて居る。この handicap を除き、我が輸出商をして身輕に國際競争場裡に活躍せしめ得なければ、今日國際貿易不振のときに際して、我工業の隆盛は到底之を望むことを得ず、失業問題の解決も益々困難となるの外はない。輸出信用保險の制度を以て特に商工業者を保護するものとのみ觀察し、そが勞働者の失業を救ひ、更に積極的に就業率を増加するの效果あるを知らざるものがあるならば、それは國際經濟界に於ける我國民經濟の地位を知らざるに職由するといはなければならぬ。私の見る所によれば、輸出信用保險は今日の我國にとりては實に輕視し得ざる問題である。

(一五・九一五)